

用語・分類の解説

● 人口

人口については、国勢調査の概要「調査の対象」をご覧ください。

なお、人口の定義は昭和 30 年以降同一となっておりますが、昭和 25 年以前は以下のようになっています。

【大正 9 年～昭和 15 年】

調査した人口は「現在人口」です。現在人口とは、各人を調査時にいた場所で調査する方法（現在地方式）によった人口であり、一般の外国人はもとより、外交使節団等の構成員も含めすべて調査しています。また、調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後 4 日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査しています。

なお、昭和 15 年の調査では、軍人・軍属等についてはそれらが海外にいるとしないを問わず、すべてその家族などのいる応召前の住所で調査しています。したがって、これらの軍人・軍属等を含めた「全人口」及びそれらを除外した「銃後人口」が集計されています。

【昭和 22 年】

調査した人口は「現在人口」です。調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後 2 日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査しています。

また、昭和 22 年以降は、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属等は、調査の対象から除外しています。

【昭和 25 年】

調査した人口は「常住人口」です。昭和 25 年の調査では、常住の判定の基準となる居住期間を 6 か月以上としており、それぞれの住んでいる場所で調査しています。

ただし、精神病院、結核療養所等の入院患者又は療養者は、入院等の期間にかかわらずその病院又は療養所を常住地とみなして調査しています。また、調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員で陸上に住所の無い人も、調査時後 3 日以内に入港した場合、調査時において本邦内に常住地を有する人とみなして、その船舶で調査しています。

このほかの取り扱いについては、調査の対象から除外した人の範囲を含めて、昭和 30 年調査以降と同様です。

なお、昭和 25 年の調査では、「現在人口」も調査し、集計しています。

● 面積と人口密度

本書で用いている面積は、国土交通省国土地理院が公表した各年の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

ただし、その一部に、①市区町村の境界に変更等があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されているもの、②境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがあります。これらについては、総務省統計局において面積を推定し、その旨を注記しています。したがって、これらの市区町村の面積は、国土地理院の公表する面積とは一致しないことがありますので、利用の際には注意が必要です。

なお、人口密度については、国勢調査令等によって調査の対象外であった地域の面積を除いて算出しています。

● 人口集中地区（DID s）

昭和 28 年の町村合併促進法及び昭和 31 年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農漁村的地域の特質を明りょうに示さなくなったため、都市的地域の特質を明らかにするために新しい統計上の地域単位として昭和 35 年国勢調査から設定されたのが人口集中地区です。

人口集中地区は、平成 2 年国勢調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基

に設定されてきましたが、平成7年国勢調査からは基本単位区を基にしています。

人口集中地区は、市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接して、その人口が5,000人以上となる地域です。

● 人口性比

人口性比とは、女性100人に対する男性の数をいいます。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性}}{\text{女性}} \times 100$$

● 年齢・平均年齢

年齢は、調査日前日による満年齢です。

ただし、昭和15年及び22年の調査については、満年齢と数え年の両方の集計を行っています。

また、平均年齢は、以下のとおり算出しています。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

● 年齢中位数

年齢中位数とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことをいいます。

● 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

未婚—まだ結婚したことのない人

有配偶—妻又は夫のある人

死別—妻又は夫と死別して独身の人

離別—妻又は夫と離別して独身の人

● 国籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィ

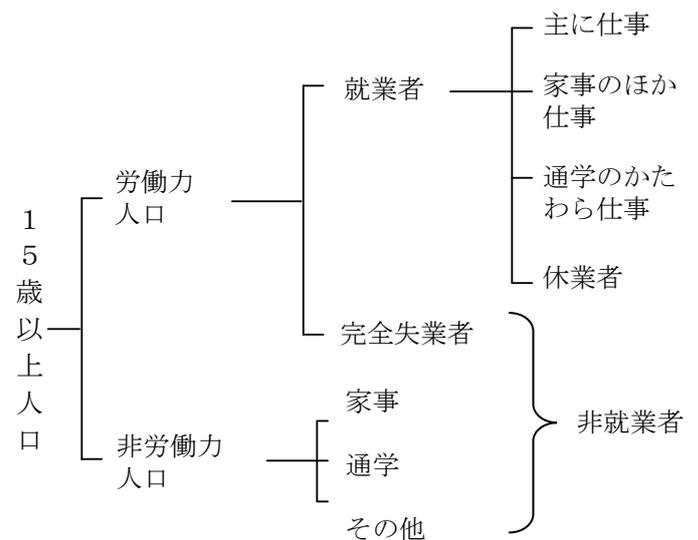
リピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分しています。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱います。

- ① 日本と日本以外の国の国籍を持つ人—日本
- ② 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人—調査票の国名欄に記入された国

● 労働力状態

「労働力状態」とは、15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



労働力人口—就業者と完全失業者を合わせた人

就業者—調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

- ① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでも、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
- ② 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで

仕事を休み始めてから 30 日未満の場合
また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。

主に仕事—主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていました場合

家事のほか仕事—主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

通学のかたわら仕事—主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

休業者—① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

② 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合

完全失業者—調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口—調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）

家事—自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学—主に通学していた場合

その他—上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

《注意点》

上の区分でいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学

院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

昭和 25 年以降の調査では、上記の「就業者」、
「完全失業者」及び「非労働力人口」の定義に差異はありません。

$$\text{労働力率(\%)} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15 歳以上人口 (労働力状態「不詳」を除く)}} \times 100$$

● 従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていました事業所における地位によって、以下のとおり区分したものです。

雇用者—会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

正規の職員・従業員—勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

労働者派遣事業所の派遣社員—労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

パート・アルバイト・その他—就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人

また、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

役員—会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

雇人のある業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営

んでいる人

家族従業者—農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者—家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

● 産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

平成 22 年調査の産業分類は、平成 19 年 11 月に改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が 20 項目、中分類が 82 項目、小分類が 253 項目となっています。

労働者派遣法に基づく派遣労働者は、平成 17 年以前の調査では、「労働者派遣業」に分類していましたが、22 年調査から、派遣先で実際に従事する産業を基に分類します。

報告書等では、産業大分類を 3 部門に集約している場合がありますが、その区分は以下によっています。

第 1 次産業—A 農業、林業 B 漁業

第 2 次産業—C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業

第 3 次産業—F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活

関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

● 世帯の種類

昭和 60 年以降の国勢調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

① 一般世帯

- 1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- 2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- 3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

② 施設等の世帯

- 1) 寮・寄宿舎の学生・生徒—学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- 2) 病院・療養所の入院者—病院・療養所などに、既に 3 か月以上入院している入院患者の集まり
- 3) 社会施設の入所者—老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- 4) 自衛隊営舎内居住者—自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- 5) 矯正施設の入所者—刑務所及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- 6) その他一定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

なお、世帯の単位は、原則として下記の 1)、2) 及び 3) は棟ごと、4) は中隊又は艦船ごと、5) は建

物ごと、6)は一人一人としています。

昭和55年以前の国勢調査では、世帯を「普通世帯」と「準世帯」に区分し、次のとおり定義しています。

普通世帯——住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なくすべて雇主の世帯に含めています。

準世帯——普通世帯を構成する人以外の人又はその集まり

- 1) 間借り・下宿などの単身者
- 2) 会社などの独身寮の単身者
- 3) 寮・寄宿舎の学生・生徒
- 4) 病院・療養所の入院者
- 5) 社会施設の入所者
- 6) 自衛隊営舎内居住者
- 7) 矯正施設の入所者
- 8) その他

なお、世帯の単位は、原則として下記の1)及び2)は単身者一人一人、3)及び5)は棟ごと、4)は施設ごと、6)及び7)は調査単位ごと、8)は一人一人としています。

● 世帯主及び世帯人員

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいいます。

● 世帯の家族類型

世帯の家族類型は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

A 親族のみの世帯—2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯

B 非親族を含む世帯—2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がい

る世帯

C 単独世帯—世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

I 核家族世帯

- 1) 夫婦のみの世帯
- 2) 夫婦と子供から成る世帯
- 3) 男親と子供から成る世帯
- 4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

- 5) 夫婦と両親から成る世帯
 - 1 夫婦と夫の親から成る世帯
 - 2 夫婦と妻の親から成る世帯
- 6) 夫婦とひとり親から成る世帯
 - 1 夫婦と夫の親から成る世帯
 - 2 夫婦と妻の親から成る世帯
- 7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - 1 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - 2 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- 8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
 - 1 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - 2 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- 9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯
- 10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯
- 11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯
 - 1 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
 - 2 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- 12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
 - 1 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
 - 2 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- 13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- 14) 他に分類されない親族世帯

<参考>

平成17年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合は、親族世帯に含めていました。例えば、上記でいう「(1)夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めていました。

● 3世代世帯

「3世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含みません。

● 母子世帯・父子世帯

母子世帯—未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

父子世帯—未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

● 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯—65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

なお、昭和55年及び60年では60歳以上の人一人のみの世帯及び60歳以上の人一人と未婚の18歳未満の人のみからなる世帯を高

齢単身世帯としています。

高齢夫婦世帯—夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯をいいます。

なお、昭和55年及び60年では、いずれかが60歳以上の夫婦1組のみの世帯及びいずれかが60歳以上の夫婦1組と未婚の18歳未満の人のみからなる世帯（ただし、未婚の18歳未満の人が世帯主である場合には、いずれかが60歳以上の夫婦が世帯主の父母又は祖父母である世帯）をいい、平成2年では、いずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）をいっています。

● 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となります。

住宅以外—寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

● 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

主世帯—「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

持ち家—居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、

また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれます。

公営の借家—その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

都市再生機構・公社の借家—その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれません。

民営の借家—その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅—勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。

間借り—他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

● 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分しています。

一戸建—1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれます。

長屋建—二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれます。

共同住宅—一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれます。

また、建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」に5区分し、平成17年調査から世帯が住んでいる階についても同様に五つに区分しています。

その他—上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

● 延べ面積

延べ面積とは、各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいいます。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれません。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含みません。

なお、住宅の広さに関する調査事項として、昭和60年までは「居室の畳数」を調査しています。これは各居室の畳数（広さ）の合計をいい、したがって、玄関、台所（炊事場）、便所、浴室、廊下、農家の土間などや、店、事務室、旅館の客室など営業用の室の広さは含みません。

● 従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分しています。

市内自区で従業・通学—従業・通学先が常住している堺市内の自区と同一の区にある場合

自宅—従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合
なお、併用住宅の商店・工場の事業主とそ

の家族従業者や住み込みの従業員などの従業先がここに含まれます。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれます。

自宅外—常住している堺市内の自区に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合
他市区町村で従業・通学—従業・通学先が常住している堺市内の自区以外にある場合（これは、自区からの流出人口を示すものとなっています。）

自市内他区—堺市内に常住地がある人で、堺市内の他の区に従業地・通学地がある場合
府内他市町村—従業・通学先が大阪府内の他の市町村にある場合（これに次の「府外」を加えたものが、堺市内からの流出人口を示すものとなっています。）

府外—従業・通学先が大阪府外にある場合
なお、他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するためにやってくるということで、これは従業地・通学地への流入人口を示すものとなっています。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば外務員、運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。なお、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村としています。

ふだん学校に通っていた人であっても、調査週間中、収入になる仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としています。

● 昼間人口と夜間人口

常住地による人口（夜間人口）—調査時に調査の地域に常住している人口です。夜間人口に

は年齢不詳を含んでいないので、全市人口とは一致しません。

従業地・通学地による人口（昼間人口）—従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口です。

堺市の昼間人口＝堺市の常住人口－堺市からの流出人口＋堺市への流入人口

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については、考慮していません。

昼間人口は昭和 35 年以降算出していますが、35 年及び 40 年では、通学者の出入りを計算する際に、15 歳以上の者に限っており、この点が 45 年以降と異なっています。

● 昼間就業人口

昼間就業人口は、当該市区町村で従業している就業者をいい、次のようにして計算されます。

堺市の昼間就業人口＝堺市に常住し、堺市内で従業している人＋他市町村に常住し、堺市内で従業している人

● 昼夜間人口比率

昼夜間人口比率は、常住人口 100 人当たりの昼間人口割合であり、100 を超えているときは通勤・通学者の流入超過、100 を下回るときは流出超過を示しています。

$$\text{昼夜間人口比率} = \frac{\text{昼間人口}}{\text{常住人口}} \times 100$$